

笛吹中央病院附属おひさま在宅クリニック運営規定

第1条（事業の目的）

この規定は、医療法人社協友会が開設する笛吹中央病院附属おひさま在宅クリニック（以下「事業所」という）が行う訪問診療及び居宅療養管理指導（以下「在宅診療」という）の事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、看護師等が利用者に対し、適切な在宅診療を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

- 1) 在宅診療の事業は、在宅療養者が通院困難となった場合においても、可能な限りその居宅において、有効に社会福祉資源を活用しながら、より安定・安心した療養生活を送れるよう、支援・指導することを目指す。
- 2) 在宅療養者とその家族が、人生の最後の時間をどのように過ごしたいか、どこで過ごしたいかを共に考え、最後の時まで支援することを心がけ、生きる喜びを共に感じられるよう、診療時のコミュニケーション、多職種との連携を大切にし、関わっていく。
- 3) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、訪問看護ステーション事業者及び、他の居宅サービス事業者並びにその保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密着な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地等は次の通りとする。

- 1) 名 称 笛吹中央病院附属おひさま在宅クリニック
- 2) 所在地 山梨県笛吹市石和町四日市場2205-4
- 3) 管理者 センター室長 雨宮 栄子
- 4) サービス提供地域 笛吹市、山梨市、甲州市、甲府市の区域とする。
クリニックから半径15km圏内を基準とし、これ以上は相談に応じる。

第4条（職員体制、従事するサービス）

- 1) 医師 **専従** 1名 兼任**2**名
在宅患者訪問診療、居宅療養管理指導、在宅時医学総合管理料
- 2) 看護師 **専従**2名 兼任1名
上記サービスの補助

第5条（営業日、休所日、営業時間及びサービス提供時間）

- 1) 営業日 毎週月曜日～金曜日
- 2) 休所日 **土午後**・日曜日、祝日、毎年12月31日～1月3日
- 3) 営業時間 午前9時00分～午後5時30分

第6条（訪問診療の内容）

- 1) 健康保険法及び介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、居宅において療養を行っていて通院が困難なものに対して、計画的かつ継続的な医学的管理を行うため医師が定期的に訪問して診療を行う。
- 2) 指定居宅介護支援事業者等に対して居宅サービス計画策定等に必要な情報を提供するとともに、利用者若しくはその家族等に対して居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行う。

第7条（サービス利用料、利用者負担金及び支払い方法）

- 1) サービス利用料及び利用者負担金については、別紙「在宅患者訪問診療・居宅療養管理指導料金表」の通り。なお、利用者負担金は関係法令に基づき定めているものであり、計画期間中にこれが変更になった場合には、関係法令に従い改定後の金額が適応される。
- 2) 支払方法
りそなネット 預金口座振替・自動振込
※預金口座振替・自動振込での支払いが困難な場合は状況に応じて他の対応を検討していく。
- 3) **交通費**
15km以上 35円/km(片道)

第8条（緊急時の対応）

- 1) 在宅において利用者の病態が急変した場合、第一報、当院訪問診療あてに連絡を受け、担当医師より受け入れの可否の判断をする。

2) 往診での対応が可能と判断した場合は本人、家族の往診希望を確認し、往診をする。

第9条（利用者負担金の滞納）

- 1) サービスに対する利用者負担金は、「説明書」に記載する通りとする。尚、利用者負担金は関係法令に基づき定めているものであり、計画期間中にこれが変更になった場合には、関係法令に従い改定後の金額が適用される。
- 2) サービスに対する利用者負担金は、支払責任者が毎月の利用料を支払うこととし、万一、利用料の支払いが滞った場合は連帯保証人が毎月の利用料を支払うこととする。
- 3) 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに支払いのない場合に本契約を解除する旨の催告をすることができる。
- 4) 前項の催告をしたときは、事業者は、「ケアプラン」を作成した介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、「ケアプラン」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとする。
- 5) 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ3) に定める期間が満了した場合には、契約を文書により解除することができる。

第10条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対していつでも1週間以上の予告期間をもって、契約を解除することができる。

第11条（事業者の解約権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合には、その理由を記載した文書により、契約を解除することができる。この場合、事業者は、「ケアプラン」を作成した介護支援事業者にその旨を連絡する。

第12条（契約の終了）

以下のいずれかの事由が発生した場合には、契約は終了するものとする。

- 1) 第9条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 2) 第10条の規定により利用者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 3) 第11条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。

4) 以下の事由により利用者にサービスの提供ができなくなったとき。

- ①利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき。
- ②利用者が死亡したとき。

第13条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

第14条（秘密保持）

- 1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らすことはない。
- 2) 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報提供することができる。
- 3) 笛吹中央病院との連携を図りやすくするため、電子カルテを共有している。

第15条（苦情対応）

- 1) 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市区町村または国民健康保険団体連合会並びに各種健康保険の保険者に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。
- 2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。
- 3) 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対して何ら不利益な取り扱いをすることはしない。
- 4) サービスに関する相談や苦情については、以下の窓口で対応する。

相談担当	おひさま在宅クリニック室長	雨宮栄子
電話番号	055 (262) 6120	
Fax番号	055 (262) 6130	

- 5) その他当事業所以外の相談窓口は、以下で対応する。

笛吹市介護保険課	電話番号	055 (261) 1905
山梨県国民健康保険団体連合会	電話番号	055 (223) 2111

第16条（契約外条項等）

- 1) 契約、健康保険法及び介護保険等の関係法令で定められていない事項については、健康保険及び介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定める。
- 2) 契約は、健康保険法介護保険法に基づくサービスだけを対象としたもので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になる。

k

附則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

この規程は一部改訂し、令和6年4月1日から施行する。

この規程は一部改訂し、令和6年6月1日から施行する。

この規程は一部改訂し、令和7年4月1日から施行する。